

第 2 期

リサイクルセンター長期包括運營業務委託事業

事業契約書

(案)

令和 6 年 7 月

東根市外二市一町共立衛生処理組合

目 次

第1章 総則	1
第1条（定義）	1
第2条（準拠法及び解釈）	4
第3条（通知等）	4
第4条（通貨）	4
第5条（計量単位）	4
第6条（期間の計算）	4
第7条（契約保証金）	4
第8条（解釈等）	5
第2章 本事業通則	5
第9条（事業の範囲）	5
第10条（契約期間）	5
第11条（善管注意義務）	5
第12条（許認可の取得）	5
第13条（再委託等の禁止）	5
第14条（関連法令の遵守）	6
第15条（組合の責任）	6
第16条（指示監督等）	6
第3章 運営準備業務	6
第17条（状況調査）	6
第18条（運営準備業務計画書）	7
第19条（人員の確保）	7
第20条（教育・指導期間）	8
第21条（運営準備業務）	8
第22条（運営マニュアル）	8
第23条（運営体制の確認）	9
第24条（運営準備期間中の用役等）	9
第4章 運営業務	9
第1節 各種計画書	9
第25条（事業実施計画書）	9
第26条（経営計画書）	10
第27条（環境保全計画書）	10
第28条（年間運営計画書）	11
第2節 本施設の運転に関する業務	11

第29条（本施設の運転に関する業務）	11
第30条（リサイクル対象物等の処理手数料の徴収）	11
第31条（リサイクル対象物の受入）	12
第32条（処理残さ物の取扱）	12
第33条（処理残さ物の運搬）	12
第34条（リサイクル品の品質基準）	12
第35条（公害防止基準）	12
第36条（運営期間中の用役等）	13
第3節 本施設の維持管理に関する業務	13
第37条（本施設の保守管理・修繕更新）	13
第4節 その他付帯業務	13
第38条（その他付帯業務）	13
第39条（焼却対象物等の処理手数料の徴収）	14
第40条（環境測定及び水質検査）	14
第5節 業務報告	14
第41条（運営準備業務及び運営業務の報告）	14
第5章 委託料の支払	14
第42条（委託料）	14
第43条（委託料の支払等）	15
第44条（請求の手順—運営準備業務費）	15
第45条（請求の手順—運営業務費）	15
第46条（委託料の見直し）	15
第6章 モニタリング及び委託料の減額	15
第47条（運営準備業務及び運営業務に関するモニタリング）	15
第48条（要求水準未達に対する運営固定費の減額）	16
第49条（運転停止）	16
第7章 要求水準書の変更	16
第50条（要求水準書の変更）	16
第8章 危険の負担等	17
第51条（所有権）	17
第52条（臨機の措置）	17
第53条（本施設の契約不適合責任）	17
第54条（第三者の損害）	18
第55条（保険）	18
第56条（法令変更）	18
第57条（不可抗力）	19

第58条（不可抗力による負担）	20
第59条（地域住民対応）	20
第9章 損害賠償等	20
第60条（損害賠償等）	20
第10章 運営期間の終了	21
第61条（運営期間終了時の取扱い）	21
第62条（運営期間終了時の明け渡し条件）	21
第11章 解除	22
第63条（組合の解除）	22
第64条（違約金）	23
第65条（事業者の解除権）	23
第66条（解除に伴う業務の引継ぎ）	24
第12章 著作権等	24
第67条（特許権等）	24
第68条（著作権の利用等）	24
第69条（著作権の譲渡禁止）	25
第70条（著作権の侵害防止）	25
第71条（秘密保持義務）	25
第13章 補則	26
第72条（事業者の権利義務の譲渡）	26
第73条（租税の負担）	26
第74条（資本金及び株式の発行）	26
第75条（解散）	27
第76条（事業者の兼業禁止）	27
第77条（会社の役員）	27
第78条（経営状況の報告）	27
第79条（遅延利息）	27
第80条（管轄裁判所）	27
第81条（本契約に定めのない事項）	28
別紙1 委託料の支払方法	29
別紙2 モニタリング及び委託料の減額	44
別紙3 保険	50

第2期リサイクルセンター長期包括運営業務委託事業
事業契約書

- 1 事業名 第2期リサイクルセンター長期包括運営業務委託事業
- 2 事業場所 山形県西村山郡河北町谷地字下釜ニ2503他
(東根市外二市一町共立衛生処理組合内)
- 3 契約期間 本契約締結日から令和から令和22年3月31日まで
- 4 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
内訳 運営準備業務費 金 円
運営固定費 金 円
計画処理量に基づく運営変動費 金 円
- 5 契約保証金 添付約款に記載のとおり。
- 6 支払条件 添付約款に記載のとおり。

上記の業務について、委託者である東根市外二市一町共立衛生処理組合（以下「組合」という。）と受託者である〇〇〇〇（以下「事業者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によって、この事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 山形県東根市大字野田字シタ2038番地
東根市外二市一町共立衛生処理組合
管理者 東根市長 土田 正 剛 印

事業者

印

第2期リサイクルセンター長期包括運營業務委託事業
事業契約約款

第1章 総則

(定義)

第1条 本約款に基づき組合と事業者が締結する、「第2期リサイクルセンター長期包括運營業務委託事業」に関する本施設の事業契約(以下「本契約」という。)における用語の定義は、別段の定めがある場合又は文脈上別異に関することが明らかな場合を除き、以下のとおりとする。

- アー 「委託料」とは、事業者が運營業務を実施した対価として、組合が本契約に従い事業者を支払う金額(消費税を含む。)をいう。
- アー 「運営開始日」とは、令和7年4月1日をいう。
- アー 「運営完了日」とは、令和22年3月31日をいう。
- アー 「運営期間」とは、運営開始日から運営完了日までの期間をいう。
- アー 「運營業務」とは、要求水準書第2章に規定される業務のうち、運営準備業務を除いたものをいう。
- アー 「運營業務費」とは、委託料のうち、運營業務に対して組合が支払うものをいう。
- アー 「運営固定費」とは、運營業務費のうち、リサイクル対象物の処理量に関係なく組合が事業者を支払うものをいう。
- アー 「運営準備期間」とは、本契約締結日から運営開始日までの期間をいう。
- アー 「運営準備業務」とは、要求水準書第2章の2.1に規定される業務をいう。
- アー 「運営準備業務計画書」とは、要求水準書第2章2.1(1)に基づいて作成される、運営準備業務に関する計画書をいう。
- アー 「運営準備業務費」とは、委託料のうち、運営準備業務に対して組合が支払うものをいう。
- アー 「運営準備業務報告書」とは、要求水準書添付資料7の2(1)に基づき、事業者が作成する、運営準備業務に関する報告書をいう。
- アー 「運営変動費」とは、運營業務費のうち、リサイクル対象物の処理量に応じて組合が事業者を支払うものをいう。
- アー 「運営報告書」とは、要求水準書添付資料7の2(2)に基づき、事業者が作成する、毎月の①運転記録報告書から⑩セルフモニタリング、並びにこれらを年度毎に取りまとめた報告書の総称をいう。
- アー 「運営マニュアル」とは、要求水準書添付資料7の1(2)に基づいて作成される運営マニュアルをいう。
- カー 「環境保全計画書」とは、要求水準書添付資料7の1(5)に基づいて作成される、

環境影響管理に関する事項を記載した計画書をいう。

- カー 「基本協定」とは、組合と落札者が、事業者の設立及び事業契約の締結に関して締結した令和6年12月〇日付、第2期リサイクルセンター長期包括運営業務委託事業基本協定書をいう。
- カー 「協力企業」とは、落札者のうち〇〇〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇〇をいう。
- カー 「組合構成市町」とは、東根市、村山市、天童市及び河北町をいう。
- カー 「組合実施業務」とは、要求水準書第3章記載の業務をいう。
- カー 「経営計画書」とは、要求水準書添付資料7の1(4)に基づいて作成される、運営期間を通じた経営計画及び各事業年度の経営計画をいう。
- カー 「計画処理量」とは、要求水準書第1章1.3(1)表2に示されるリサイクル対象物の処理量をいう。
- カー 「契約保証対象額」とは、運営期間初年度の委託料の総額の100分の25に相当する額をいう。なお、運営変動費は計画処理量に基づいて算出するものとする。
- カー 「構成員」とは、落札者のうち〇〇〇〇をいう。
- カー 「個別修繕更新工事計画書」とは、要求水準書添付資料7の1(7)に基づいて作成される、本施設の修繕更新工事に関する実施施工計画書をいう。

- サー 「事業期間」とは、本契約締結日から運営完了日までの期間をいう。
- サー 「事業実施計画書」とは、要求水準書添付資料7の1(3)に基づいて作成される、運営期間を通じた本施設の運転、保守管理・修繕更新に関する詳細を記載した事業実施計画書をいう。
- サー 「事業提案書」とは、本事業の入札において、落札者が提出した応募書類一式をいう。
- サー 「事業年度」とは、毎年4月1日に開始し、3月末日に終了する1年度をいう。
- サー 「事前開示資料」とは、本事業の入札手続きにおいて、組合が開示した本施設に関する資料をいう。
- サー 「焼却対象物等」とは、組合の焼却施設において処理をする焼却対象物及び小動物の死体をいう。
- サー 「消費税」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める地方消費税をいう。
- サー 「処理残さ物」とは、本施設で処理を行うことが困難又は不相当と判断される可燃残さ及び不燃残さをいう。
- サー 「成果物」とは、事業提案書その他本契約に基づいて事業者が組合に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- サー 「施工企業」とは、株式会社タクマをいう。
- サー 「粗大ごみ処理施設処理対象物」とは、粗大ごみ処理施設に搬入する粗大ごみ及びもやせないごみ等の総称をいう。

- ナー 「入札説明書等」とは、組合が本事業の入札に関して公表した令和6年7月30日付けの入札説明書（組合が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）及びこれらに係る令和6年8月30日付けで公表した質問回答をいう。
- ナー 「年間運営計画書」とは、要求水準書添付資料7の1(6)に基づいて作成される、各事業年度の運転計画書、保守管理計画書及び修繕更新計画書をいう。
- ハー 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、関係する契約の当事者のいずれの責めに帰さないものをいう。なお、法令等の変更及び本施設の契約不適合事項は、不可抗力には該当しない。
- ハー 「法令率」とは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率をいう。
- ハー 「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは公的機関の通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- ハー 「本事業」とは、第2期リサイクルセンター長期包括運営業務委託事業をいう
- ハー 「本施設」とは、組合が平成22年3月に竣工したリサイクルセンター（再資源化施設、啓発施設及び計量棟を含む。）をいう。
- ヤー 「要求水準書」とは、組合が本事業の入札において公表した第2期リサイクルセンター長期包括運営業務委託事業要求水準書（ただし、本契約の規定に基づいて要求水準書が変更された場合には、変更後の要求水準書）及びこれに係る質問回答をいう。
- ラー 「落札者」とは、本事業の入札において落札者として選定された〇〇〇〇を代表企業とする企業グループをいう。
- ラー 「リサイクル対象物」とは、ビン類、缶類、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、廃乾電池、廃蛍光灯の総称をいう。
- ラー 「リサイクル対象物等」とは、リサイクル対象物及び粗大ごみ処理施設処理対象物の総称をいう。
- ラー 「リサイクル品」とは、リサイクル対象物からリサイクルされた製品をいう。

(準拠法及び解釈)

第2条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2 契約及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本契約の変更は書面にて行う。

(通知等)

第3条 本契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、勧告、確認、承諾及び解除等は、特に本約款又は要求水準書に特別の定めがある場合を除き、書面により行う。

(通貨)

第4条 支払に用いる通貨は、日本円とする。

(計量単位)

第5条 計量単位は、本契約又は要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(期間の計算)

第6条 期間の定めは、本契約又は要求水準書に特に定めのないときは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(契約保証金)

第7条 事業者は、組合においてその必要がないと認める場合を除き、本契約の締結と同時に、契約保証対象額に相当する金額により、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 銀行又は組合が確実と認める金融機関が振出し、又は支払保証をした小切手

(4) 銀行又は組合が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

2 第1項第1号の契約保証金には利子は付けない。

3 第1項の規定により、事業者が同項第2号ないし第4号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

4 第1項の規定に関わらず、事業者が契約保証対象額を保険金額とし、組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券の写しを組合に提出した場合には、契約保証金の納付を免除する。

- 5 組合は、本契約が履行されたとき、又は事業者の責めに帰すべき事由によらずに本契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金に代わる担保として提供にされた有価証券等を含む。）を事業者に還付する。

（解釈等）

第8条 組合と事業者は、本契約と共に、入札説明書等、要求水準書、事業提案書に定める事項が適用されることを確認する。

- 2 本契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の間に齟齬がある場合、本契約、入札説明書等、要求水準書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については事業提案書が要求水準書に優先する。

第2章 本事業通則

（事業の範囲）

第9条 組合は、事業期間において、運営準備業務及び運営業務を事業者に委託し、事業者は委託を受ける。

- 2 事業者は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、二次公害を発生させないように適正に本施設の運転及び維持管理を行わなければならない。

（契約期間）

第10条 契約期間は、契約締結日から運営期間の終了日までとする。

（善管注意義務）

第11条 事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本契約及び要求水準書の各条項の規定に基づき、本施設の運営準備業務及び運営業務を実施しなければならない。

- 2 事業者は、自らの費用負担において本施設の運営準備業務及び運営業務を実施しなければならない。組合は、委託料を支払うほか、本契約に別段の定めがない限り、運営準備業務及び運営業務についての費用は負担しない。

（許認可の取得）

第12条 事業者は、運営準備期間において、本施設の運営業務その他事業者が本契約の締結及び履行のために必要とされる全ての許認可を取得し、事業期間中これを維持し、また必要な届出等を行わなければならない。

（再委託等の禁止）

第13条 事業者は、運営準備業務及び運営業務の実施を他に委託し、又は請負わせ

てはならない。ただし、書面により組合の承諾を得たときは、この限りではなく、また、委託又は請負先が構成員又は協力企業である場合には、組合に対する事前の通知で足りる。

- 2 前項に規定する業務の委託は、すべて事業者の責任において行うものとし、委託を受けた者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。事業者は、前項に規定する業務の委託を行った場合、当該委託に契約書の写しを当該契約締結後遅滞なく組合に提出する。
- 3 事業者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により組合の承諾を得たときは、この限りではない。

（関連法令の遵守）

第14条 事業者は、運営準備業務及び運営業務に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を含む関連法令、関連規制等を遵守しなければならない。

（組合の責任）

第15条 組合は、事業期間において、本施設を所有し当該施設を稼働させてリサイクル対象物の処理を行うに必要な全ての許認可を取得し、これを維持する。また、組合は組合実施業務を自己の責任において行う。

（指示監督等）

- 第16条 組合は、本契約の履行について必要があるときは、事業者に対し、指示監督することができる。
- 2 組合は、必要があると認めるときは、事業者に対して運営業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は事業者の事務所その他運営業務の実施場所に立ち入ることができる。

第3章 運営準備業務

（状況調査）

- 第17条 事業者は、本契約締結後運営開始日までの間、既存運営維持管理事業者が用意する運営業務に関する資料内容及び本施設の状況の確認を行う。
- 2 事業者は、前項に基づく確認の結果と、事前開示資料との間に著しい乖離があった場合には、運営開始日までに組合に通知しなければならない。組合は、その内容について速やかに確認し、確認の結果を既存運営維持管理事業者に通知し、乖離の対処方法、費用負担等について既存運営管理維持管理事

業者と協議を行うものとし、協議が整ったときは、協議に従い必要な措置をとるものとし、協議の結果及び必要な措置の内容を事業者へ通知する。

- 3 事業者は、運営開始日以降に、第1項に基づく確認と事前開示資料との間の乖離について組合へ通知した場合であっても、当該乖離に基づく追加費用の負担及び委託料の変更を組合へ申し入れることはできない。

（運営準備業務計画書）

第18条 事業者は、要求水準書第2章2.1(1)に基づく運営準備業務開始までに、運営準備業務計画書を組合へ提出し、かつその承諾を受けなければならない。

- 2 組合は、運営準備業務計画書の内容を承諾するにあたり、事業者に対し適宜指摘を行うことができる。

- 3 事業者は、組合からの指摘事項を受けた場合、指摘事項を十分に踏まえ、自らの責任及び費用負担において、運営準備業務計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た運営準備業務計画書につき、改めて組合の承諾を受けなければならない。

- 4 事業者は、前項により組合の承諾を受けた運営準備業務計画書により、運営準備業務を実施しなければならない。

- 5 事業者は、運営準備業務の結果が要求水準書等へ示された条件を満たさないときに、単に運営準備業務計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

（人員の確保）

第19条 事業者は、運営準備期間において、第20条に基づく既存運営維持管理事業者による教育・指導のスケジュールを踏まえ、法律上必要とされる人数を確保し本施設の運営準備業務及び運営業務に関する必要な人員（以下「従業員」という。）を自らの責任及び費用で確保し、本契約の終了まで、これを維持する。

- 2 本施設の運営準備業務及び運営業務のための従業員には、要求水準書表10に基づき、次の各号の資格を有する者が含まれるものとし、事業者は、運営準備期間においてその必要人数を確保する。また、本契約の終了まで、実施に必要な人員を確保する。

(1) 廃棄物処理施設技術管理者（破碎・リサイクル施設）

(2) 第3種電気主任技術者

(3) 防火管理者

(4) 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用）技能講習修了者（ホイールローダ（機体重量3t以上）の運転資格）

(5) フォークリフト運転技能講習修了者（フォークリフト、ロードグラブ（最大荷重1t以上）の運転資格）

(6) その他、本施設の運営のために必要な資格を有する者

- 3 事業者は、要求水準書第2章2.1(1)に基づく運営準備業務の開始までに、従業員の名簿（組織図、業務分担表、人員配置表を含む）を作成し、組合に提出しなければならない。また、従業員の追加、異動等があるときは、速やかに組合に通知し、組合に提出した従業員の名簿を更新しなければならない。

（教育・指導期間）

第20条 事業者は、令和7年1月1日から令和7年3月31日までに運営業務を遂行するために必要な人員を確保し、運営業務を遂行するために必要な教育訓練等を行うものとする。

- 2 事業者は、本業務の遂行に必要な有資格者について、運営開始日の前日までに確保し、又は確保する責任を負うものとする。

- 3 第1項の教育・指導の期間経過後、事業者は、運営準備業務及び運営業務の結果が要求水準書等に表示された条件を満たさないときに、単に既存運営維持管理事業者の行った教育・指導に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

- 4 前項の規定に関わらず、運営準備業務及び運営業務について追加費用又は事業者に損害が発生した場合であって、かつ当該追加費用又は損害の発生が、既存運営維持管理業者が行った教育・指導の不備に起因していることを事業者が証明した場合、既存運営維持管理事業者は当該追加費用及び損害を負担する。

（運営準備業務）

第21条 事業者は、運営準備期間中、本施設の運営準備業務を実施する。

（運営マニュアル）

第22条 事業者は、既存運営維持管理事業者が利用している教育訓練運転手引書、運営マニュアル及び保守管理要領書等を踏まえ、組合と協議の上、本事業開始日までに運営マニュアルを作成して組合に提出し、かつその承諾を受けなければならない。

- 2 事業者は、組合の承諾を受けた運営マニュアルにより、本施設の運営準備業務及び運営業務を実施しなければならない。

- 3 事業者は、必要に応じて、組合と協議の上適宜に運営マニュアルの更新を行い、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を組合に提出し、組合の承諾を得なければならない。また、組合は運営業務の状況を把握し、必要に応じて運営マニュアルを本施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

- 4 事業者は、本事業終了まで、運営マニュアルの更新を行うとともに、運営期間以降においても利用可能となるよう、運営期間の運営実績及び事業者の提案事項を反映させた運営マニュアルを提出し、組合の承諾を得なければな

らない。

- 5 事業者は、運営準備業務及び運営業務の結果が要求水準書等に示された条件を満たさないときに、単に運営マニュアルに従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

（運営体制の確認）

第23条 事業者は、運営準備開始の14日前までに、要求水準書第2章2.1(2)に基づく運営準備業務を実施する体制を整え、組合に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受領した場合、組合は、運営準備業務開始日において、事業者の運営体制について確認を行う。組合の確認において、事業者の運営体制が要求水準書に定める条件を満たしていない場合には、事業者は自らの費用負担において、当該条件未充足を改善し、再度組合の確認を受けなければならない。

- 3 組合は、前項の確認において、事業者の運営体制が要求水準書に定める条件を満たしていると判断した場合、事業者に対して運営体制確認通知を送付する。

- 4 前項に基づく運営体制確認通知を受領しなければ、事業者は、運営準備業務を実施してはならない。

- 5 事業者の責めに帰すべき事由により、第3項に基づく運営体制確認通知が運営準備業務開始日より遅延した場合、事業者は、当該遅延に起因して組合に発生した損害を賠償しなければならない。

- 6 前項の場合、組合は、運営準備業務費の支払において、事業者が当該遅延の期間中実施されなかった運営準備業務について免れた費用を控除し、事業者が実際に行った運営準備業務の内容に応じた運営準備業務費の支払をすることができる。

（運営準備期間中の用役等）

第24条 運営準備期間中の、運営準備業務の実施に必要な電気料金については、既存運営維持管理事業者が負担する。

- 2 運営準備期間中の、運営準備業務の実施に必要な燃料、油脂等に費用及び防犯・防災管理費用等については、既存運営維持管理事業者が負担し、運営業務開始以降については事業者が負担する。

- 3 前2項に定めるほか、運営準備業務に要する費用は事業者が負担する。

第4章 運営業務

第1節 各種計画書

（事業実施計画書）

第25条 事業者は、運営開始日の30日前までに事業実施計画書を作成し、組合に提

出し、かつその承諾を受けなければならない。

2 組合は、事業実施計画書の内容を承諾するに当たり、事業者に対し適宜指摘を行うことができる。

3 事業者は、組合からの指摘事項を受けた場合、指摘事項を十分に踏まえ、自らの責任及び費用負担において、事業実施計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た事業実施計画書につき、改めて組合の承諾を受けなければならない。

4 事業者は、前項により組合の承諾を受けた事業実施計画書により、毎事業年度の運營業務を実施しなければならない。

5 事業者は、本事業終了まで、必要に応じて、事業実施計画書の見直し又は修正を行わなければならない。

6 組合は運營業務の状況を確認し、必要に応じて事業実施計画書を本施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

7 第5項による修正又は前項による改定を行った事業実施計画書について、事業者は組合に提出して組合の承諾を得なければならない。

8 事業者は、本施設又はその運營業務の結果が要求水準書等に表示された条件を満たさないときに、単に事業実施計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

（経営計画書）

第26条 事業者は、毎年12月末までに（ただし、運営期間の初年度については運営開始日までに）、翌事業年度の経営計画書に翌事業年度の事業収支予定表を添付して、組合に提出し、かつその承諾を受けなければならない。

2 組合は、経営計画書の内容を承諾するに当たり、事業者に対し適宜指摘を行うことができる。

3 事業者は、組合からの指摘を受けた場合、指摘事項を十分に踏まえ、自らの責任及び費用負担において、経営計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た経営計画書について、改めて組合の承諾を受けなければならない。

4 事業者は、前項により組合の承諾を受けた経営計画書により、毎事業年度の運營業務を実施しなければならない。

5 事業者は、本施設又はその運營業務の結果が要求水準書等に表示された条件を満たさないときに、単に経営計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

（環境保全計画書）

第27条 事業者は、運営開始日までに、環境保全計画書を作成し、組合に提出し、かつその内容について承諾を受けなければならない。

2 組合は、環境保全計画書の内容を承諾するに当たり、事業者に対し適宜指

摘を行うことができる。

- 3 事業者は、組合からの指摘を受けた場合、指摘事項を十分に踏まえ、自らの責任及び費用負担において、環境保全計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た環境保全計画書について、改めて組合の承諾を受けなければならない。
- 4 事業者は、前項により組合の承諾を受けた環境保全計画書により、毎事業年度の計測管理を実施するものとする。
- 5 事業者は、本施設又はその運營業務の結果が要求水準書等に表示された条件を満たさないときに、単に環境保全計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(年間運営計画書)

- 第28条 事業者は、毎年12月末までに(ただし、運営期間の初年度については運営開始日までに)翌事業年度の年間運営計画書を組合に提出し、かつその承諾を受けなければならない。
- 2 組合は、年間運営計画書の内容を承諾するに当たり、事業者に対し適宜指摘を行うことができる。
 - 3 事業者は、組合からの指摘を受けた場合、指摘事項を十分に踏まえ、自らの責任及び費用負担において、年間運営計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た年間運営計画書について、改めて組合の承諾を受けなければならない。
 - 4 事業者は、前項により組合の承諾を受けた年間運営計画書により、毎事業年度の運營業務を実施しなければならない。
 - 5 事業者は、本施設の運營業務が本契約書、要求水準書、運営マニュアル、事業実施計画書、経営計画書及び年間運営計画書に基づいている限りにおいて、人員構成、資材の調達方法等を決定することができる。
 - 6 事業者は、本施設又はその運營業務の結果が要求水準書等に表示された条件を満たさないときに、単に年間運営計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

第2節 本施設の運転に関する業務

(本施設の運転に関する業務)

- 第29条 事業者は、運営期間中、本施設の運転に関する業務を実施する。

(リサイクル対象物等の処理手数料の徴収)

- 第30条 組合は、事業者に、リサイクル対象物等の搬入者から所定の処理手数料を徴収する事務を委託し、事業者は、これを受託する。
- 2 事業者は、前項の規定により徴収した処理手数料を公金として管理し、地

方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の歳入の徴収又は収納の委託に係る規定その他関連する法令及び要求水準書の規定に従って、これを保管し及び組合に収めなければならない。

- 3 事業者は、公金である処理手数料と、その他の収入とを明確に区別しなければならない。

（リサイクル対象物の受入）

第31条 事業者は、本施設において受入可能な量のリサイクル対象物を受入れなければならない。

- 2 事業者は、受入可能な量を超えるおそれがある場合、組合に報告するものとし、組合の指示を受ける。
- 3 前項の場合、事業者は、リサイクル対象物が本施設において受入可能な量を超えた原因が不可抗力又は組合の責めに帰すべき事由に基づくことを明らかにした場合には、組合に対し、組合の指示に従い作業等を実施したために生じた委託料を超える合理的な費用の支払を求めることができる。

（処理残さ物の取扱）

第32条 事業者は、リサイクル対象物の各種許容残さ発生率が、要求水準書表5の数値以内に抑えるように努めなければならない。また、処理残さ物が数値を超えるおそれがある場合、組合に報告するものとし、組合の指示を受けること。

（処理残さ物の運搬）

第33条 事業者は、要求水準書に従って処理残さ物を最終処分場又はごみ焼却施設に運搬する。

（リサイクル品の品質基準）

第34条 事業者は、リサイクル品について、要求水準書表9に定める目標基準を遵守しなければならない。

- 2 リサイクル品の品質が前項の目標基準を下回った場合には、事業者は、自らの費用負担を責任において、本施設の運営を要求水準書に従った目標基準を満たす運転状態へ復帰させなければならない。ただし、目標基準を下回ったことが不可抗力に起因した場合には、復帰に要する費用の負担については、第58条の規定に従う。

（公害防止基準）

第35条 事業者は、運営期間中、要求水準書第1章1.3(3)に定める公害防止基準を遵守して、本施設の運営を行わなければならない。

(運営期間中の用役等)

第36条 運営期間中の、運営業務の実施に必要な燃料、油脂等に費用、電話線等の通信に要する費用及び防犯・防災管理費用等については、事業者が負担する。
なお、電力は組合が調達する電力を利用し、電気料金は組合が負担する。

第3節 本施設の維持管理に関する業務

(本施設の保守管理・修繕更新)

第37条 事業者は、本施設の保守管理及び修繕更新を行う。

- 2 事業者が本施設の修繕更新を行う場合には、事業者は、組合に対し、修繕更新工事開始の40日前までに、個別修繕更新工事計画書を提出し、かつその承諾を受けなければならない。
- 3 組合は、当該個別修繕更新工事計画書について補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合には、事業者に対し適宜指摘することができる。
- 4 事業者は、組合から前項の指摘を受けた場合、当該指摘事項につき、当該個別修繕更新工事計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、第1項による組合の承諾を受けなければならない。
- 5 事業者は、修繕更新の作業が終了したときは、個別修繕更新工事計画書にしたがって当該設備の運転を行い、個別修繕更新工事計画書に記載された事項を満たすことを確認し、組合に報告する。更新が性能に大きな影響を与える場合には、当該設備について引渡性能試験を行う。
- 6 組合は、前項の報告を受けて、修繕更新後の設備につき作業完了検査を行い、事業者は、当該検査に合格したものについて、必要がある場合は組合に引き渡す。
- 7 事業者は、本施設の修繕更新を実施したときは、必要に応じ、本施設の完成図書を更新する。
- 8 事業者は、本施設の保守管理及び修繕更新の結果が要求水準書等に示された条件を満たさないときに、単に個別修繕更新工事計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。
- 9 事業計画書に定めがない項目において、突発的な修繕・更新及び法令変更等に伴う改造工事等が発生した場合は、組合と協議の上、組合の費用負担のもと、その対処に当たるものとする。

第4節 その他付帯業務

(その他付帯業務)

第38条 事業者は、要求水準書に定められるその他付帯業務を行う。

(焼却対象物等の処理手数料の徴収)

第39条 組合は、事業者は、焼却対象物等の搬入者から所定の処理手数料を徴収する事務を委託し、事業者は、これを受託する。

2 事業者は、前項の規定により徴収した処理手数料を公金として管理し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の歳入の徴収又は収納の委託に係る規定その他関連する法令及び要求水準書の規定に従って、これを保管し及び組合に収めなければならない。

3 事業者は、公金である処理手数料と、その他の収入とを明確に区別しなければならない。

(環境測定及び水質検査)

第40条 事業者は、運営期間中、年1回以上、要求水準書第1章1.3(3)の定める公害防止基準の項目及び要求水準書第1章1.3(4)①に定める飲料水の水質検査(51項目)について、計量証明事業者において測定を行い、組合に報告しなければならない。

2 組合は、自己の負担において、事業者による前項に基づく測定とは別に本施設の環境管理について測定を行うことができる。この場合、事業者は、組合の指示に従い測定協力しなければならない。

第5節 業務報告

(運営準備業務及び運営業務の報告)

第41条 事業者は、要求水準書に従い、運営準備業務報告書及び運営報告書を、組合に提出しなければならない。

2 事業者は、運営準備業務報告書、運営報告書及びその他事業者が本契約に基づき作成する書類につき、電子データの形で事業期間中保管するものとし、本施設の維持管理上の日報・月報・年報は印刷物としても保管する。なお、組合の求めがある場合、事業者は、運営準備業務報告書、運営報告書及びその他事業者が本契約に基づき作成する書類を電子データとして組合に提出しなければならない。

3 事業者は前項の印刷物を、作成時から3年間、これを保管する。

4 第1項の規定にかかわらず、本施設内の事故発生等緊急を要する事項については、運営マニュアルに従い速やかに組合に報告しなければならない。

第5章 委託料の支払

(委託料)

第42条 組合は、事業者に対し、運営準備期間及び運営期間において別紙1の定めに従い算定される金額を委託料として、事業者に支払う。

(委託料の支払等)

第43条 組合は、事業者に対して、別紙1の規定に従い、事業者の業務遂行の対価として、事業者からの請求に基づき、当該請求書を受領してから30日以内に、本契約の規定に基づいて減額される場合を除き、委託料を支払わなければならない。

(請求の手順—運営準備業務費)

第44条 事業者は、運営準備業務について、運営準備期間終了後10日以内に、運営準備業務報告書を組合に提出する。

2 事業者は、第47条第1項に基づく、組合からの業務状況の確認結果通知受領後、当該結果に基づいた運営業務費の請求書を作成し、組合に請求する。

(請求の手順—運営業務費)

第45条 事業者は、毎月の運営業務について、当該月の終了後10日以内に、運営報告書を組合に提出する。

2 事業者は、第47条第1項に基づく、組合からの業務状況の確認結果通知受領後当該結果に基づいた運営業務費の請求書を作成し、組合に請求する。

3 運営期間の最終月の運営業務に対する運営費については、前項の規定に加え、モニタリングの対象となった業務改善作業の完了及び第62条第2項に基づく本施設の機能確認及び性能確認の合格後、事業者は請求書を作成し、組合に提出する。

(委託料の見直し)

第46条 組合及び事業者は、社会経済状況の変化に応じて、運営固定費及び運営変動費の見直しを実施できるものとし、詳細については、別紙1に定めるとおりとする。

第6章 モニタリング及び委託料の減額

(運営準備業務及び運営業務に関するモニタリング)

第47条 組合は、事業者が本施設を適切に運営していることを確認するため、運営準備期間及び運営期間中において、別紙2に定めるモニタリングを行い、運営準備業務については、運営準備期間に運営準備業務報告書受領後14日以内に運営準備業務の業務状況について事業者へ通知し、運営業務については、毎月の運営報告書受領後14日以内に当該運営報告書の対象となる月の業務状況を事業者へ通知する。事業者は、組合が行うモニタリングについて、組合の要請に応じて合理的な協力を行う。

2 前項に規定するモニタリングの実施方法は、別紙2のとおりとし、事業者はモニタリングの結果に従い別紙2に定める復旧手続き又は業務改善手続きを

執らなければならない。

- 3 組合は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて本施設に立ち入り、自らの費用において、必要があると認める測定等を行うことができる。
- 4 組合は、前項に規定するモニタリング及び本施設への立入の結果を公表することができる。

（要求水準書未達に対する運営固定費の減額）

第48条 前条に基づくモニタリングの結果、本施設の運営について、要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと組合が判断した場合、別紙2に従い委託料のうちの運営固定費を減額する。

- 2 事業者は、前項に基づく運営固定費の減額その他、自らの責めに帰すべき事由により要求水準書等に規定する業務水準が達成されなかった場合、これに起因して組合が被った相当因果関係の範囲の損害を、組合に賠償しなければならない。

（運転停止）

第49条 本施設の運営が要求水準書第1章1.3(3)に定める公害防止基準を逸脱した場合、組合は事業者に対して本施設の運転停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定に基づき組合が本施設の運転停止を命じた場合、運転停止への対応に要する費用（原因の究明及び責任の分析に要する費用、受入れできないリサイクル対象物を他の廃棄物処理場まで運搬し、これを処理する費用、計画外の補修等を行う費用を含む。）は全て事業者が負担する。ただし当該運転停止の発生等の原因について、不可抗力、その他事業者の責めに帰すべき事由でないことを事業者が明らかにした場合は、不可抗力による場合は第58条の規定により組合及び事業者が、その他の場合は組合が当該費用を負担する。
- 3 前項の費用を組合が負担する場合の負担方法については、組合と事業者が協議により定める。

第7章 要求水準書の変更

（要求水準書の変更）

第50条 運営期間中に要求水準書に変更の必要が生じた場合又は要求水準書の変更が相当と認められる場合には次の各号に従う。

- (1) 組合は、本契約の締結後、法令等の変更、技術革新、社会状況の大幅な変化等組合及び事業者が契約締結時に想定し得なかった状況の変化、その他合理的な理由（ただし、不可抗力を除く。）により要求水準書の変更の必要が生じた場合又は要求水準書の変更が相当と認められる場合には、その変更を事業者に求めることができる。

- (2) 事業者は、前号の組合の求めについて、その対応可能性及び費用見込額を組合に対し通知しなければならない。
 - (3) 組合と事業者は協議の上、要求水準書を変更することができる。変更により追加費用が生じた場合には、組合が負担する。また、変更により事業者に費用の減少が生じるときには、費用の減少について、協議した結果に従い、委託料を減額する。
 - (4) 前号の協議が協議開始の日より60日以内に調わない場合には、組合は本契約の一部又は全部を解除することができる。
- 2 要求水準書を変更するときは、組合と事業者で協議の上、変更内容に応じ、組合が要求水準書を、事業者が運営マニュアル、事業実施計画書、経営計画書及び年間運営計画書を、それぞれ変更する。
- 3 組合は、第1項第4号の規定により本契約の全部又は一部を解除したときは、解除により事業者に損害が生じる場合、やむを得ないと認めるものを賠償する。

第8章 危険の負担等

(所有権)

第51条 本施設の所有権は、組合に属する。また、本施設の更新等を行った場合においても本施設の所有権は組合に属する。

(臨機の措置)

第52条 事業者は、事故、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合、事業者は、そのとった措置の内容を組合に直ちに通知する。
- 3 組合は、事故、災害防止その他本施設の運転を行う上で、特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 事業者が第1項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、事業者が当該措置に要した費用を負担する。ただし、当該措置が不可抗力又は事象者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを事業者が明らかにした場合は、不可抗力による場合は第58条の規定により組合及び事業者が、その他の場合は組合が、当該措置に要した費用のうち事業者が委託料の範囲において負担することが適当と認められない部分を負担する。

(本施設の契約不適合責任)

第53条 事業者は、運営期間中、本施設について契約不適合事項を発見した場合には、直ちにこれを組合に通知する。

- 2 事業者は、本施設の契約不適合事項に起因して本契約に自らの義務の履行

ができなくなった場合、速やかにその内容詳細を記載して組合に通知しなければならない。この場合、事業者は、当該契約不適合により履行ができなくなった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、組合及び事業者は、当該契約不適合により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。なお、組合は、委託料の支払において、事業者が履行義務を免れた義務について、事業者が当該免除によって免れた費用を控除し、事業者が実際に行ったその他の業務内容に応じた委託料の支払をすることができる。

- 3 本施設の契約不適合事項に起因して、運営業務について追加費用又は事業者が損害が発生した場合には、組合がこれを負担する。
- 4 前2項に定める事業者の義務の免除並びに組合による追加費用及び損害の負担は、当該契約不適合事項を事業者が立証し、組合に書面にて通知し、組合が認めた場合においてのみ適用される。

(第三者の損害)

第54条 事業者は、その故意又は過失若しくは法令等の不遵守によって、組合又は第三者に人的あるいは物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する事由以外の事由により、運営準備業務又は運営業務の実施により第三者が損害を受けた場合（通常避けることのできない、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。）、当該損害については組合が負担する。
- 3 第1項の損害額の支払い方法は、まず事業者が加入する保険の保険金で支払い、なお不足とするときは事業者が当該損害額を当該第三者に対して支払う。

(保険)

第55条 事業者は、別紙3に従い、次の各号に定める保険に継続して加入しなければならない。なお、事業者は、保険契約を締結するにあたり、事前に保険契約の内容及び保険証券の内容について組合の確認を得なければならない。

- 2 事業者は、前項の保険契約締結後又は更新後すみやかに当該保険証券の写しを組合に提出しなければならない。
- 3 事業者は、別紙3に規定する内容の全部又は一部を変更する場合、事前にその内容を組合に通知し、その承諾を得なければならない。

(法令変更)

第56条 事業者は、本契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより本契約に自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容詳細を記載して組合に通知しなければならない。この場合、事業者は、法令等の変更が発生

した日以降、当該法令等の変更により履行ができなくなった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、組合及び事業者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。なお、組合は委託料の支払において、事業者が履行義務を免れた義務について、事業者が当該免除によって免れた費用を控除し、事業者が実際に行ったその他の業務内容に応じた委託料の支払をすることができる。

- 2 事業者は、本契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本施設の運営業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、組合に対して当該法令等の変更に伴い発生する費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について組合と協議することができる。協議が、協議開始の日から60日以内に調わない場合、以下の負担に応じて費用を負担する。

<u>法令変更</u>	<u>組合負担割合</u>	<u>事業者負担割合</u>
本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更の場合	100%	0%
上記記載の法令以外の法令等の変更の場合	0%	100%

- 3 前2項の場合、必要に応じて、組合と事業者で協議のうえ、要求水準書、運営マニュアル、事業実施計画書、経営計画書又は年間運営計画書の改訂等を行う。
- 4 法令等の変更により、要求水準書、運営マニュアル、事業実施計画書、経営計画書又は年間運営計画書の変更が可能となり、変更により事業者の運営業務実施の費用が減少するときは、組合は、事業者との協議により要求水準書、運営マニュアル、事業実施計画書、経営計画書又は年間運営計画書の変更を行い、委託料を減額するものとする。
- 5 法令等の変更により本事業の継続が不能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、若しくは第3項又は前項の協議が、協議開始の日より60日以内に調わないときは、組合は本契約の全部又は一部を解除することができる。本項に基づき本契約の全部又は一部を解除したときは、解除により事業者に損害が生じる場合について、事業者は、組合に対して一切の費用を求めないものとする。

(不可抗力)

- 第57条 不可効力により、いずれかの当事者が本契約の履行ができなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を行った当事者は、通知日以降に不可抗力の事由が止み、本契約の履行の続行が可能となるときまで、本契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方当事者についても同様とする。ただし、組合及び事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。なお、組合は委託料の支払いにおいて、事業者が履行義務を免れた義務について、事業者が当該免除によって免れた費用を控除し、事業者が実際に行ったその他の業務内容に応じた委託料の支払いをすることができる。
- 3 第1項の通知がなされた場合、必要に応じて、組合と事業者で協議のうえ、要求水準書、運営マニュアル、事業実施計画書、経営計画書又は年間運営計画書の改訂等を行う。
- 4 前項の協議が、協議開始の日より60日以内に調わないときは、組合は本契約の全部又は一部を解除することができる。組合が、本項に基づき本契約の全部又は一部を解除したとき、解除により事業者に損害が生じる場合について、事業者は、組合に対して一切の費用負担を求めないものとする。

（不可抗力による負担）

第58条 不可抗力が生じた場合において、本施設の運營業務につき、損害額及び追加費用額の合計額が、一事業年度につき、運営期間初年度の委託料（運営変動費については計画処理量に基づいて算出する。）の100分の1に至るまでは、事業者が当該損害額及び追加費用額を負担するものとし、これを超える額については組合が負担する。

（地域住民対応）

- 第59条 本施設の近隣及び構成市町の住民（以下「地域住民」という。）の要望、苦情等への対応は、事業者が自らの費用負担及び責任において行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本施設の地域住民の要望、苦情等が、本事業の実施自体に関するものである場合、これに対する対応は組合が行う。
- 3 事業者は、地域住民の要望、苦情等を受けたときは、速やかに組合に報告しなければならない。
- 4 事業者は、組合が第2項の地域住民の要望、苦情等に対応するため事業者に協力を求めたときは、これに応じなければならない。
- 5 前項に従い事業者が組合に協力するために特別な費用が生じた場合、合理的な範囲で組合がこれを負担する。

第9章 損害賠償等

（損害賠償等）

第60条 本施設の運営準備業務及び運營業務に関連して、組合の責めに帰すべき事

由により、事業者に損害が生じた場合、組合は事業者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

2 事業者は、本契約に従った運営準備業務若しくは運営業務を実施せず、又はその他本契約の定めるところに違反し組合に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 本契約に定める運営固定費の減額は前項に従った組合の事業者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また運営固定費の減額を損害賠償の予定と解してはならない。

第10章 運営期間の終了

（運営期間終了時の取扱い）

第61条 組合は、運営期間終了の5年前までに、運営期間終了後の本施設の運営方法の協議について事業者に申し出る。

2 前項の申し出に応じて、組合と事業者は、本施設の運営方法に係る協議を行い、事業者は、本契約の継続及び事業者以外の第三者に委託するため次に掲げる各項目についての資料の提出等、協議に協力する。

(1) 組合が所有又は管理する資料及び事業者が所有又は管理する資料のうち本施設の運営の継続に必要な資料の開示

(2) 新たな事業者による施設及び運転状況の視察

(3) 運営業務全般に係る指導

(4) 運営期間中の財務諸表

①人件費

②運転経費

③維持管理費

④調達費

3 事業者は、組合が運営期間終了後の本施設の運営を事業者以外の第三者に委託する場合には、自らの費用負担において、当該第三者への業務の引継ぎに協力しなければならない。

（運営期間終了時の明け渡し条件）

第62条 事業者は、本施設が運営期間満了時において、引き続き1年間は要求水準書に定める条件を満たしながら運転できる状態にて、組合に明け渡す。

2 組合は、本件性能要件の満足を確認するため、要求水準書に従って、運営期間満了の1年前以降で組合と事業者の協議により決定した時期に、第三者機関による本施設の全機能検査を実施する。事業者は、本施設の機能確認及び性能確認に合格しなかった場合には、直ちに本施設の補修等を行い、再度本項の手続きに従わなければならない。

3 事業者は、運営期間終了後1年の間に、本施設に関して要求水準書に定める

条件の未達が発生した場合には、事業者は自己の費用により改修等必要な対応を行う。ただし、当該要求水準書に定める条件の未達が、事業者の維持管理等に起因するものでないことを事業者が明らかにした場合には、この限りではない。

- 4 明け渡し時のその他の条件は、組合と事業者の協議により定める。
- 5 運営期間満了後又は、組合若しくは事業者の解除により終了した時点から1年以内に本件施設に関して事業者の行った補修更新工事等に起因する性能未達事態が発生したことを組合が立証した場合には、事業者は自らの費用で補修等必要な対応を行うものとする。なお、運営期間満了後又は組合若しくは事業者の解除により本契約が終了した後に事業者が解散する場合には、事業者の代表企業がこの責任を負うものとする。

第11章 解除

(組合の解除)

第63条 組合は、必要と認めたときは、90日前に事業者に通知することにより、本契約を解除することができる。この場合、組合は事業者の損害を補償する。

- 2 組合は、事業者（第6号の場合は落札者の構成員又は協力企業）が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し催告することなく、本契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由がなく、運営準備業務又は運営業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (3) 運営準備業務及び運営業務を実施する上で必要な法令等の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
 - (4) 事業者及び従業員その他使用人が組合の指示監督に従わず、又は組合の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 第65条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 事業者、構成員または協力企業が、本契約の入札に関して違法な行為を行い、又は行ったことが判明したとき。
 - (7) 事業者が本契約及び要求水準書に従った運営準備業務又は運営業務の履行を行わず、別紙2のモニタリングの手続に従い、解除することができる場合。ただし、事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるときは、モニタリングの手続に従うことを要しない。
 - (8) 事業者が事業を放棄したと認められるとき。
 - (9) 事業者に係る破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算その他これらに類する倒産手続いずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき、あるいはその申立等がされたとき、又は支払不能若

しくは支払停止となったとき。

(10) 事業者が運営準備業務報告書又は運営報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。

(11) 事業者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。

- 3 事業者は、本契約が解除されたときは、その管理する物品等を撤去し、本施設を継続して使用可能な状態にして、解除後速やかに組合に明け渡さなければならない。

（違約金）

第64条 事業者は、前条第2項の規定により本契約が解除された場合は、解除の日を基準日とする運営期間初年度の委託料の総額の100分の25に相当する金額（運営変動費は計画処理量に基づいて算出するものとする。）を違約金として、組合の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、当初の契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該違約金の額から当該契約保証金の額を控除することができる。

- 2 前項の場合において、組合に発生した損害が前項に定められた違約金の金額を超過している場合、組合は事業者に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる。

- 3 前条第2項の規定により契約が解除された場合は、契約保証金は組合に帰属する。組合に帰属した契約保証金は、組合の損害の賠償若しくは第1項の違約金に充当する。

- 4 第1項の規定により事業者が組合に違約金を支払う場合において、組合は、違約金請求権と事業者の委託料請求権その他組合に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。

（事業者の解除権）

第65条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる

(1) 第50条第1項(4)号、第56条第5項又は第57条第4項の規定による部分解除のため、当該解除後の一事業年度あたりの委託料（運営変動費については計画処理量に基づいて算出する。）が3分の2以上減じたとき。

(2) 組合が、本契約に基づく債務の履行を行わない事態を、60日間継続したとき。

- 2 事業者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を組合に請求することができる。

(解除に伴う業務の引継ぎ)

第66条 本契約の全部が解除された場合、事業者は、組合の要求に基づき、新たに本施設の運營業務を委託する第三者に対して、自らの費用負担において、運転教育その他業務の引継ぎを行わなければならない。

第12章 著作権等

(特許権等)

第67条 事業者は、事業者が本施設を稼働させ、リサイクル対象物を処理（業務委託による場合も含む。）するために必要な特許権等の工業所有権の対象となる技術等の実施権又は使用権（組合から許諾されるものを除く。）を、自らの費用負担と責任で取得する。ただし、組合が当該実施権等の使用を指定し、かつ事業者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、組合は、事業者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

2 事業者は、委託料は、前項の特許権等の実施権又は使用権の取得の対価、第3項の規定に基づく実施権又は使用権の付与、並びに第5項の規定に基づく成果物の組合による使用に対する対価を含むものであることを確認する。組合は、組合が事業者を実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を事業者に請求しない。

3 第1項に基づき事業者が取得した実施権又は使用権のうち、本契約終了後において、組合が本施設を稼働させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）するために必要なものについては、事業者は、当該実施権又は使用権を組合に付与し、又は当該特許権等の権利者をして組合に付与せしめる。

4 組合が本契約に基づき事業者に対して提供した情報、書類、図面等（組合が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、組合に帰属する。

5 組合は、成果物について、それらが著作物に該当するか否かに関わらず、組合の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

(著作権の利用等)

第68条 事業者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る事業者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に組合に無償で譲渡する。

2 事業者は、組合が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作権者（組合を除く。）をして著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作権名を表示することなく成果物の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は組合が認めた公的機関として公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で組合又は組合が委託する第三者として成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案、その他の修正をすること。
- 3 事業者は、自ら又は著作権者として、次に各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ組合の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第69条 事業者は、自ら又は著作者として、成果物に係る著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ組合の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

第70条 事業者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを組合に対して保証すること。

- 2 事業者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。

(秘密保持義務)

第71条 組合及び事業者は、本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 本契約で公表、開示等することができると規定されている情報
 - (2) 開示の時に公知である情報
 - (3) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (4) 相手方に対する開示の後に、組合又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (5) 組合及び事業者が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを署名により合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、組合及び事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には相手方の承諾をすることなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 組合と事業者につき守秘義務契約を締結した組合のアドバイザー及び事業者の下請企業に開示する場合
 - (5) 本事業の実施に必要な範囲で、組合が組合構成市町に開示する場合
 - (6) 組合が本施設の運営に関する業務を事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合、又は第三者を選定する手続きにおいて特定又は不特定の者に開示する場合
- 4 事業者は、運営準備業務及び運営業務を実施するにあたって、個人情報を取り扱う場合、関係法令等及び個人情報保護に係る条例等を適用し、これらの規定に従うほか、組合の指示を受けて適切に取り扱わなければならない。

第13章 補則

（事業者の権利義務の譲渡）

第72条 事業者は、事前に組合の承諾を得なければ、本契約上の地位及び本契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し、又はその他の処分（譲渡予約権の設定を含む。）をしてはならない。

（租税の負担）

第73条 本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、全て事業者が負担する。組合は、事業者に対して委託料に対する消費税相当額を支払う以外、本契約に関連する全ての租税について、本契約に別段の定めがある場合を除き負担しない。

（資本金及び株式の発行）

第74条 事業者は、基本協定別表の記載に従い、新株を発行し、資本金額を増加し、かつこれを維持しなければならない。

2 事業者は、いかなる場合でも、既存の株主以外の者に株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発行してはならない。

3 事業者は、本契約が効力を失うまで、第1項に規定する場合を除き、あらかじめ組合の承諾を得ない限り、株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発

行し、事業者の株式を引き受ける権利を第三者に対して与え、又は他の法人との合併、事業の譲渡、会社分割その他、事業者の会社組織上の重要な変更をしてはならない。

（解散）

第75条 事業者は、本契約が運営期間満了により終了した場合でも、満了から1年を経ずして解散してはならない。ただし、第62条第3項により必要な対応を行う義務を組合の承諾する者が引け受けた場合は、この限りではない。

（事業者の兼業禁止）

第76条 事業者は、本契約の履行以外の業務を行ってはならない。ただし、事前に組合の承諾を得た場合は、この限りではない。

（会社の役員）

第77条 事業者は、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い、その定款に監査役の設置に係る規定を置き、本契約が効力を失うまで、これを維持しなければならない。

2 事業者は、役員（会社法第329条にいう役員をいう。）に異動があったとき、及びその他事業者の商業登記の登記事項に変更があったときは、変更後の商業登記の登記事項証明書及び定款の写しを添えて、速やかに組合に報告しなければならない。

（経営状況の報告）

第78条 事業者は、本契約の終了にいたるまで、会計年度ごとに、自己の負担で公認会計士資格を有する者による監査を受けた計算書類（会社法第435条第2項にいう計算書類をいう。）及び株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しを、当該会計年度の最終日から3ヶ月以内に、組合に提出しなければならない。

（遅延利息）

第79条 事業者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を組合の指定する期間内に支払わないときは、事業者は、遅延損害金を支払う。

2 前項の遅延損害金は、組合の指定する期間を経過した日から支払の日まで遅延日数に応じ法定率の割合で計算して得た額の利息（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を付した金額とする。

（管轄裁判所）

第80条 組合と事業者は、本契約に関する当事者間の一切の紛争に関し、山形地方裁判所の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(本契約に定めのない事項)

第81条 本契約に定めのない事項については、組合及び事業者が別途協議して定めることとする。

別紙 1 委託料の支払方法

1. 委託料の構成

事業者が本事業における事業契約書等に規定される業務を提供することにより、組合が事業者を支払う運営準備業務費及び運営業務費は以下のとおりである。これらの詳細を表1に示す。

(1) 運営準備業務費

運営準備業務に対して支払う対価。

(2) 運営業務費

運営業務（運営準備業務を除く）に対して支払う対価。

表 1 運営準備業務費及び運営業務費の構成

支払対象業務	運営準備業務費及び運営業務費	対象となる費用等
運営準備業務	『運営準備業務費』 ・左記に掲げる業務に対して支払う対価	・左記に掲げる業務を行う上で必要となる全人件費とする。
運営業務	『運営固定費』 ※左記に掲げる業務に対して、リサイクル対象物量の多寡に関係なく支払う対価	・左記に掲げる業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。
	運転経費	・燃料・油脂等とする。
	維持管理費	・保守管理費及び修繕更新費とする。
	人件費	・左記に掲げる業務に係る全人件費（運営変動費に含まれるものを除く）とする。
	その他経費	・保険料、公租公課及び事業者運営費用（人件費、監査費用等）を含む。 ・事業者の利益を含む ・運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、運営準備業務における人件費以外の経費、新規契約事業者は、登録免許税等、事業者設立費用等）。
	『運営変動費』 ※リサイクル対象物量に応じて支払う対価 ※算出式 運営変動費 ＝リサイクル対象物量×変動費単価（品目ごと）	・リサイクル対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする。（例えば、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。 ・事業者の利益は含まない。

2. 委託料の支払い方法

(1) 運営準備業務費

組合はモニタリング結果を踏まえ、運営準備業務費を支払うものとする。支払日は、事業者の運営準備業務報告書の提出（運営準備業務終了後10日以内）、組合の承諾（提出を受けた日から14日以内に通知）及び運営準備業務費の請求に要する期間を勘案して設定される期日とする。詳細は本契約書に示す。

(2) 運営業務費

組合は、運営開始日から令和22年3月31日までの15年間にわたり、モニタリング結果を踏まえたうえで運営業務費を月に1回事業者に支払うものとする。支払日は、事業者の運営報告書の提出（毎月終了後10日以内）、組合の承諾（提出を受けた日から14日以内に通知）及び運営業務費の請求に要する期間を勘案して設定される期日とする。詳細は本契約書に示す。

モニタリング結果を踏まえる前の支払額は、運営変動費を除いて毎月均等（運営固定費は内訳ごとに毎月均等）とする。運営変動費については、計画処理量に基づき毎月1回仮払いし、年度末に精算する。なお、入札価格の算定にあたっては、運営変動費については、計画処理量を表1で示す式に代入して得られる金額を用いるものとする。また、リサイクル対象物量が計画処理量を著しく下回る等の逸脱が生じたことにより運営固定費が実態に整合しない場合には、組合と事業者で協議を行うものとする。

3. 委託料の改定

(1) 運営準備業務費の改定

運営準備業務委託費については、改定を行わない。

(2) 運営業務費の改定

① 改定の基本的な考え方

物価変動の影響について、運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとに改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させる。

改定の基準日は、7月30日（入札公告日）とする。

② 改定方法

ア 運転経費、維持管理費及び人件費の改定算式

運営固定費単価のうち運転経費、維持管理費及び人件費について、改定の周期を1年に1回とし、表2に示す指標を用いて、以下の算式により物価変動に基づく改定を行う。改定率については、小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が

実態に整合しない場合には、組合と事業者で協議を行うものとする。

i) 1回目の改定

物価指数の令和5年7月から令和6年6月までの平均値を基準値（以下「 I_6 」という。）とし、当該年度における物価指数との差が $\pm 1.5\%$ を超える場合には、以下の算式により、物価変動を当該年度の翌年度以降の運営固定費に反映させる。

a年度の運営固定費

$$= a \text{年度の改定前の運営固定費} \times \{ I_{(a-1)} / I_6 \}$$

I_n : 物価指数のn-1年度の7月からn年度の6月までの平均値

{ } 内 : 改定率

ii) 2回目以降の改定

前回の改定が行われた際、(c年度)に基準値との比較に用いた物価指数 $I_{(c-1)}$ を新たな基準とし、その後の年度における物価指数と基準値との差が $\pm 1.5\%$ を超える場合には、以下の算式により、物価変動を当該年度の翌年度以降の運営固定費に反映させる。

b年度の運営固定費

$$= b \text{年度の改定前の運営固定費} \times \{ I_{(b-1)} / I_{(c-1)} \}$$

{ } 内 : 改定率

イ その他経費の改定算式

運営固定費のうちその他経費について、改定の周期を1年に1回とし、表2に示す指標を用いて、以下の算式により物価変動に基づく改定を行う。改定率については、小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、組合と事業者で協議を行うものとする。

i) 1回目の改定

物価指数の令和5年7月から令和6年6月までの平均値を基準値とし、当該年度における物価指数との差が $\pm 1.5\%$ を超える場合には、以下の算式により、物価変動を当該年度の翌年度以降の運営固定費に反映させる。

a年度の運営固定費

$$= a \text{年度の改定前の運営固定費} \times \{ I_{(a-1)} / I_6 \}$$

I_n : 物価指数のn-1年度の7月からn年度の6月までの平均値

{ } 内 : 改定率

ii) 2回目以降の改定

前回の改定が行われた際 (c年度) に基準値との比較に用いた物価指数 $I_{(c-1)}$ を新たな基準値とし、その後の年度における物価指数と基準値のとの差が $\pm 1.5\%$

%を超える場合には、以下の算定式により、物価変動を当該年度の翌年度以降運営固定費に反映させる。

b年度の運営固定費

$$=b\text{年度の改定前の運営固定費} \times \{I_{(b-1)} / I_{(c-1)}\}$$

{ } 内：改定率

ウ 運営変動費単価の改定算式

運営変動費単価について、改定の周期を1年に1回とし、表2に示す指標を用いて、以下の算式により物価変動に基づく改定を行う。改定率については、小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、組合と事業者で協議を行うものとする。

i) 1回目の改定

物価指数の令和5年7月から令和6年6月までの平均値を基準値とし、当該年度における物価指数との差が±1.5%を超える場合には、以下の算式により、物価変動を当該年度の翌年度以降の運営変動費単価に反映させる。

a年度の運営変動費単価

$$=a\text{年度の改定前の運営変動費単価} \times \{I_{(a-1)} / I_6\}$$

I_n：物価指数のn-1年度の7月からn年度の6月までの平均値

{ } 内：改定率

ii) 2回目以降の改定

前回の改定が行われた際（c年度）に基準値との比較に用いた物価指数I_(c-1)を新たな基準値とし、その後の年度における物価指数と基準値との差が±1.5%を超える場合には、以下の算式により、物価変動を当該年度の翌年度以降の運営変動費単価に反映させる。

b年度の運営変動費

$$=b\text{年度の改定前の運営変動費単価} \times \{I_{(b-1)} / I_{(c-1)}\}$$

{ } 内：改定率

表 2 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容/改定の対象	使用する指標
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品」 (日本銀行調査統計局)
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数/はん用機器」 (日本銀行調査統計局)
	人件費	毎月勤労統計調査「現金給与総額指数/調査産業計」 (厚生労働省)
	その他経費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」 (日本銀行調査統計局)
運営変動費	変動費単価	「消費税を除く国内企業物価指数/プラスチック製品」 (日本銀行調査統計局)

4 委託料の支払金額

(1) 運営準備業務費

委託料のうち運営準備業務の支払金額を表3に示す。

表 3 運営準備業務費

(円)

運営準備業務費	消費税及び地方消費税	合計

(2) 運営固定費

委託料のうち運営固定費の毎月支払金額を表4に示す。

なお、運営固定費が改定された場合は改定後の金額に従うものとする。

表4 運営固定費の支払金額

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和7 年度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	年度計							

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和8 年度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	年度計							

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和9年度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和10年度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	年度計							

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和 11 年 度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	年度計							

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和 12 年 度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	年度計							

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和 13 年 度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	年度計							

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和 14 年 度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	年度計							

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和 15 年 度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	年度計							

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和 16 年 度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	年度計							

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和 17 年 度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	年度計							

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和 18 年 度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	年度計							

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和 19 年 度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	年度計							

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和 20 年 度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	年度計							

(円)

対象		運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
		運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
令和 21 年 度	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
	年度計							

総括表

(円)

対象	運営固定費					消費税及び 地方消費税	合計
	運転経費	維持管理費	人件費	その他経費	計		
運営期間計							

(3) 運営変動費

委託料のうち運営変動費（「ビン・缶」、「プラスチック製容器包装類」及び「ペットボトル」）の毎月の支払金額を表5から表7に示す。

なお、運営変動費が改定された場合は改定後の金額に従うものとする。

表 5 運営変動費（ビン・缶）

(円)

対象		変動費単価	処理量(t)	計	消費税及び 地方消費税	合計
令和 7 年度 から 令和 21 年度	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	1月					
	2月					
	3月					
	年度計					
運営期間計						

※3月分は年度の実処理量に基づき精算を行う。

表6 運営変動費（プラスチック製容器包装類）

(円)

対象		変動費単価	処理量(t)	計	消費税及び 地方消費税	合計
令和7年度 から 令和21 年度	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	1月					
	2月					
	3月					
	年度計					
運営期間計						

※3月分は年度の実処理量に基づき精算を行う。

表7 運営変動費（ペットボトル）

(円)

対象		変動費単価	処理量(t)	計	消費税及び 地方消費税	合計
令和7年度 から 令和21 年度	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	1月					
	2月					
	3月					
	年度計					
運営期間計						

※3月分は年度の実処理量に基づき精算を行う。

別紙2 モニタリング及び委託料の減額

1 モニタリング及び委託料の減額の基本的な考え方

(1) モニタリングの基本的考え方

組合は、本事業の運営準備業務及び運営業務について、入札公告時に組合が提示した要求水準書及び事業者が作成した事業提案書並びに運営マニュアル（以下「要求水準書等」という）に基づいて適正かつ確実な運営準備業務及び運営業務の水準が確保されているかどうかを確認するため、事業者より提供される運営準備業務及び運営業務の水準を監視測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営業務費の減額、契約解除等の措置を行うものとする。

(2) モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は、事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営準備業務及び運営業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で組合が随時のモニタリングを行うこととする。

(3) 運営準備業務費及び運営業務費の減額に関する基本的考え方

運営準備業務費及び運営業務費の減額は、以下の方針に基づいて行うものとする。

- ・事業者の行う業務において、要求水準書等の未達成及び本契約書等の不履行があった場合に減額する。
- ・減額の程度は、減額により運営準備業務及び運営業務そのものが損なわれること等がないよう、適切な業務改善を事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとする。
- ・減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他要求水準書の未達により本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（組合の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と、運転を継続できるが要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。

2 運営準備業務及び運営業務モニタリング手続の流れ

(1) モニタリングの方法

① 事業者によるモニタリング

事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営準備業務及び運営業務の履行体制及び業務水準等を確認し、運営準備業務及び運営業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、本契約書に定める運営準備業務及び運営業務についての各種報告書及び監査済み財務書類を、それぞれ期日までに作成して組合に提出するものとする。

②組合によるモニタリング

組合は、自己の責任及び費用で、事業者が実施する業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

ア 定期モニタリング

組合は、事業者が運営準備期間終了後10日以内に提出する運営準備業務報告書ならびに毎月10日までに提出する運営報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後14日以内に運営準備期間の業務状況ならびに当該運営報告書の対象となる月の業務状況を事業者に通知する。事業者は組合が行うモニタリングについて、組合の要請に応じて合理的な協力を行う。

イ 随時モニタリング

組合は、必要と認める場合、運営準備業務報告書ならびに運営報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施することができる。随時モニタリングにおいては、事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力を行うものとする。

ウ 本施設の周辺環境モニタリング

組合は、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施することができ、事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

エ 財務状況モニタリング

事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第435条第2項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告ならびにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後3ヶ月以内に提出する。組合はこれを確認するものとする。なお、組合は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。

(2) 運転停止型減額措置

①減額等の措置を講じる状態

公害防止基準の逸脱により組合が停止を指示した場合

②減額措置の手順

ア 復旧手続き

組合と事業者は、次の手順で本施設の復旧に努めるものとする。

- 1) 減額措置の決定（減額率20%）
- 2) 本施設が停止レベルに至った原因と責任の究明
- 3) 事業者による本施設の復旧計画の提案（組合による承諾）
- 4) 本施設の改善作業への着手

- 5) 本施設の改善作業の完了確認（組合による確認）
- 6) 復旧のための試運転の開始
- 7) 本施設の運転データの確認（組合による確認）
- 8) 本施設の使用再開
- 9) 組合は、業務担当者（構成員及び協力企業）の変更請求を行うことができるほか、組合が契約継続を希望しない場合には、本契約を解除することができる。

イ 減額の算定方法

運営準備業務：(減額)＝(運営準備業務費：円)×(減額率：20%)

運営業務：(減額)＝(1ヶ月分の運営固定費：円/月)×(減額率：20%)

(3) 運転継続型減額措置

① 減額等の措置を講じる状態

定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないと組合が判断した場合。改善措置が必要となる状態の例は表1に示すとおりである。

ア（水準1）：本施設の運営にあたって明らかに支障がある場合

イ（水準2）：本施設の運営にあたって利便性を欠く場合

表1 運営準備業務及び運営業務の減額措置が必要となる状態（例）

減額の対象	改善措置が必要となる状態の例
運営準備業務費 又は 運営固定費	■水準1 ・火災等の重大な事故 ・災害時の対策不良 ・安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生 ・リサイクル品の品質未達 ・故意による業務放棄（手選別作業の怠慢等） ・業務の未実施 ・報告書の虚偽記載
	■水準2 ・日常清掃、除草状況の履行水準の未達 ・諸室や道路側溝の清掃状況の履行水準の未達

② 減額措置の手順

ア 業務改善手続き

業務水準が要求水準書等の未達成及び本契約等の不履行に至ったと判断した場合、組合と事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。

(図1参照)

- 1) 組合は要求水準書等の未達成及び本契約書等の不履行の改善を行うように是正勧告を行う。組合は、是正勧告にあたり、改善状況を確認するための期間として最長6ヶ月の期間を定めるものとし、当該期間の終了時において業務の改善状況を確認するものとする。
- 2) 要求水準書等の未達成及び本契約書等の不履行に至った原因と責任の究明
- 3) 事業者による業務改善計画の提案（組合による承諾）
- 4) 業務改善作業への着手
- 5) 業務改善作業の完了確認
(組合による確認。なお、業務改善計画書の再提出が2回以上となる場合には再提出ごとに減額ポイントを5ポイント加算する。)
- 6) 減額ポイント確定
(複数の改善勧告対象となる事象がある場合は、全ての事象解消後に確定。)
- 7) 減額率の決定
- 8) 減額率が30%に達した場合には、組合は、業務担当者(構成員及び協力企業)の変更請求を行うことができるほか、組合が契約継続を希望しない場合には、本契約を解除することができる。

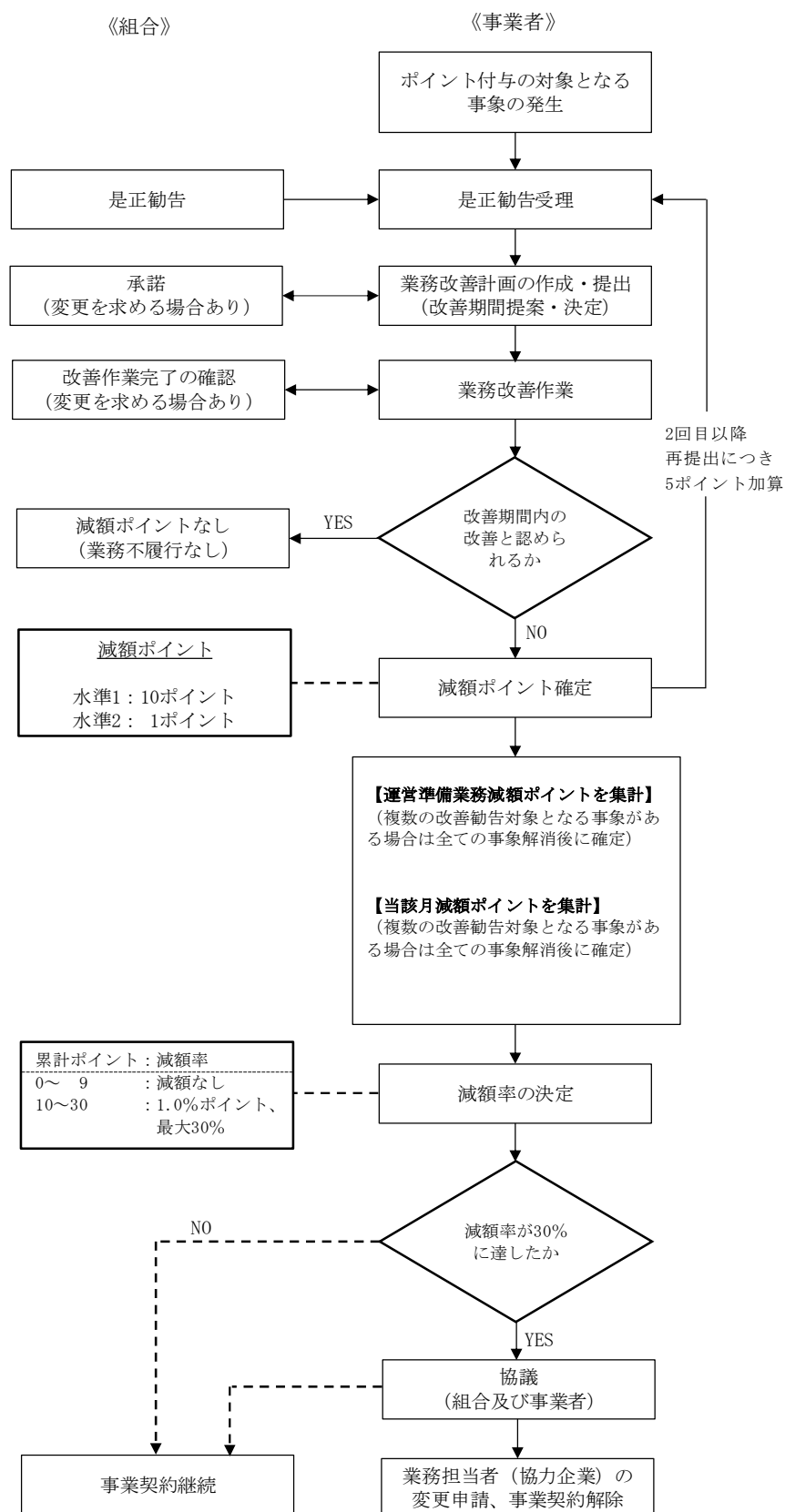


図1 是正勧告及び減額措置等（運營業務）

イ 減額の算定方法

運営準備業務費：(減額) = (運営準備業務費：円) × (減額率：%)

運営業務費：(減額) = (1ヶ月分の運営固定費：円/月) × (減額率：%)

ウ 減額率

- ・状況に応じた減額のポイントは表2のとおりとする。ただし、軽微な不履行で事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することができた場合には減額ポイントは付さないものとする。
- ・予め定めた改善期間内に改善作業の完了が確認されなかった場合には、是正勧告をした当該月分として減額ポイントを付す。また、改善が認められるまで上記手続きを繰り返す。
- ・月毎に累積ポイントを集計する。
- ・累積ポイントに応じて減額率（表3参照）を算定し、決定する（是正勧告があった月の累積ポイントは、当該月の全ての改善業務の改善期間を終了した日が確定日となる。当該減額確定月分の減額措置は、確定日を含む月の運営固定費により行う。）
- ・累積ポイントは次月には持ち越さない。

表2 減額ポイント

水準未達の状況	減額ポイント
水準1	水準未達と認定された場合に10ポイント
水準2	水準未達と認定された場合に1ポイント

表3 減額率

累積ポイント	減額率
0～9	減額なし
10～30	(累積ポイント) × (1.0%/ポイント)、最大30%

別紙3 保険

保険の詳細

事業者は、本契約第55条に基づき、以下の内容の保険に加入することとし、保険証書の写しを本契約に添付するものとする。

(1) 施設賠償責任保険

保険契約者 : 事業者

被保険者 : 組合、事業者

保険期間 : 要求水準書第1章1.2に基づく運営準備業務の開始日から運営期間満了日まで。

てん補限度額：(補償額) : 対人：1名当たり最大1億円

1名事故当たり最大10億円

対物：1事故当たり最大1億円

補償する損害：本施設の使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

(2) 企業費用利益総合保険

保険契約者 : 事業者

被保険者 : 組合、事業者

保険期間 : 運営開始日から運営期間満了まで（毎年1年更新）

てん補限度額：緊急対策費用額

補償する損害：本施設・設備等が偶然の事故により損害を被った場合に、本施設が休止したことにより生じる休業損失及び事故に伴い支出した緊急対策費用。

なお、事業者は代表企業として以下の内容の保険に加入せしめなければならず、その保険証書の写しを本契約に添付するものとする。

(1) 請負業者賠償責任保険

保険契約者 : 代表企業

被保険者 : 事業者、代表企業

保険期間 : 運営開始日から運営期間満了まで（毎年1年更新）

てん補限度額：対人：1名当たり最大1億円

1名事故当たり最大10億円

対物：1事故当たり最大1億円

補償する損害：本施設の管理不備や運転・維持管理業務の遂行に起因して、第三者の身体・生命を害し又は財物を損壊したことによって被る損害。

(2) 自動車任意保険

保険契約者：代表企業

被保険者：代表企業

保険期間：運営開始日から運営期間満了まで（毎年1年更新）

てん補限度額：対人対物無制限

補償する損害：処理不適物運搬車が偶然及び不備による事故により、第三者の身体・生命を害したことによって被る損害。

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。